

議案第9号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則について

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、大和市放課後児童クラブ事業条例（以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（児童クラブの名称）

第2条 児童クラブの名称は、別表のとおりとする。

（定員）

第3条 別表に定める各児童クラブの定員は40人とする。ただし、児童の健全育成に支障がない環境を確保できると認められる場合に限り、70人を超えない範囲で定員とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、定員を超えて入会させることができる。

（入会の手続き）

第4条 条例第3条第2項の規定により児童クラブの入会承認を受けようとする児童の保護者は、児童クラブ入会申請書（以下「入会申請書」という。）に教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による入会申請書の提出があったときは、その内容を審査し、入会を承認するときは児童クラブ入会承認通知書（以下「承認通知書」という。）により、入会を保留するときは児童クラブ入会保留通知書（以下「保留通知書」という。）により、入会を承認しないときは児童クラブ入会不承認通知書（以下「不承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 入会を承認する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間で、教育委員会が承認する期間とする。

（入会の順位）

第5条 入会の承認の順位は、第1学年の児童、第2学年の児童、第3学年の児童の順とする。

2 学年が同じ場合の入会の承認の順位は、次の各号の順位によるものとする。

(1) 父子又は母子家庭の児童及び保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である児童

(2) 保護者の疾病又は病弱のため児童の健全な育成を行うことができない家庭の児童

(3) 保護者がいずれも就労している家庭の児童

(4) 前3号に定める児童以外の児童

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、入会の承認の順位を変更することができる。

（対象児童）

第6条 条例第3条第3項の規定により、小学校の第4学年以上の児童を児童クラブに入会させることができる場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 定員に達しない児童クラブに第4学年の児童についての入会を希望する申請があった場合。

(2) その他、教育委員会が特に必要があると認めた場合。

（指導嘱託員の設置）

第7条 児童クラブに児童クラブ指導嘱託員（以下「指導嘱託員」という。）として、主任指導員、副主任指導員及び指導員を置く。

2 指導嘱託員は児童の健全育成に熱意を有し、別に定める資格要件を満たした者の中

から教育委員会が委嘱する。

- 3 指導嘱託員の定数は、一の児童クラブにつき、当該児童クラブの定員に応じて、次のとおりとする。

定員	定数
40人以内	2人
41人以上50人以内	3人
51人以上	4人

- 4 教育委員会は、前3項に規定する指導嘱託員のほか、必要に応じて児童クラブに補助指導員を置くことができる。

- 5 指導嘱託員及び補助指導員の職務は教育長が別に定める。

(育成料の納付)

第8条 条例第7条第3項の規定により教育委員会が定める育成料は、次の表に掲げる入会日、退会日及び入会期間日数に応じ、同条第1項に規定する育成料に徴収率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

途中入会		途中退会		同一月内入退会	
入会日	徴収率	退会日	徴収率	入会期間日数	徴収率
1日～10日まで	3分の3	1日～10日まで	3分の1	1日～10日まで	3分の1
11日～20日まで	3分の2	11日～20日まで	3分の2	11日～20日まで	3分の2
21日～末日まで	3分の1	21日～末日まで	3分の3	21日以上	3分の3

(育成料の減免)

第9条 条例第8条の規定による育成料の減免の額は、次の各号のいずれかに該当する場合に応じ、条例第7条第1項及び第3項に規定する育成料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 保護者が生活保護法による被保護者である場合 100パーセント
- (2) 保護者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている場合 100パーセント
- (3) 保護者又は児童と生計を同じくする者の当該年度分(4月から6月分までの育成料の減免の場合においては、前年度分)の市民税が非課税である場合 100パーセント
- (4) 保護者の属する世帯が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当受給世帯である場合 50パーセント
- (5) 保護者の属する世帯が大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第6条による医療証の交付を受けている世帯である場合 50パーセント

2 前項の規定により育成料の減免を受けようとする保護者は、児童クラブ育成料減免申請書に教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、育成料を減免するときは児童クラブ育成料減免決定通知書により、減免しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により育成料の減免を受けた保護者は、その理由が消滅したときには、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

5 育成料の減免の適用については、第2項の規定による書類の提出があった日の翌月分の育成料からとする。

(変更の届出)

第10条 入会児童の保護者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに、児童クラブ届出事項変更届を教育委員会に提出しなければならない。

(入会承認の取消通知)

第11条 教育委員会は条例第9条の規定により児童クラブの入会承認の取消をする場合、該当する児童の保護者に対し、文書により通知するものとする。

(退会の手続き)

第12条 条例第10条の規定により児童クラブの退会を希望する児童の保護者による届出は、児童クラブ退会届によるものとする。

(様式)

第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

児童クラブの名称
大和市中心林間放課後児童クラブ
大和市中心北大和放課後児童クラブ
大和市中心緑野放課後児童クラブ
大和市中心林間放課後児童クラブ
大和市中心大野原放課後児童クラブ
大和市中心大和放課後児童クラブ
大和市中心大和東放課後児童クラブ
大和市中心文ヶ岡放課後児童クラブ
大和市中心草柳放課後児童クラブ
大和市中心深見放課後児童クラブ
大和市中心柳橋放課後児童クラブ
大和市中心桜丘放課後児童クラブ
大和市中心福田放課後児童クラブ
大和市中心上和田放課後児童クラブ
大和市中心渋谷放課後児童クラブ
大和市中心下福田放課後児童クラブ

別表第2(第13条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	児童クラブ入会申請書	第4条
第2号様式	児童クラブ入会承認通知書	第4条
第3号様式	児童クラブ入会保留通知書	第4条
第4号様式	児童クラブ入会不承認通知書	第4条
第5号様式	児童クラブ育成料減免申請書	第9条
第6号様式	児童クラブ育成料減免決定通知書	第9条
第7号様式	児童クラブ届出事項変更届	第10条
第8号様式	児童クラブ入会承認取消通知書	第11条
第9号様式	児童クラブ退会届	第12条



議案第10号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則について

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する地方公務員法(昭和22年法律第67号)第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の特別職(以下「非常勤特別職」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(非常勤特別職の種類等)

第2条 非常勤特別職の種類、定数並びに設置目的及び主な職務については、別表のとおりとする。

(非常勤特別職の任期)

第3条 非常勤特別職の任期は1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、文化財保護指導委員の任期は2年とする。

(報酬等)

第4条 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(昭和36年大和市規則第5号)の規定による。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	定 数	設 置 目 的 及 び 主 な 職 務
通学指導員	4人	大和市立学校に通学する児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通の整理児童生徒の誘導及び通学上の指導を行う。
児童生徒心臓病検診委員	1人	大和市立学校における児童生徒の心臓病対策において専門的な役割を果たすため、専門医の見地から精密検査対象の児童生徒の管理方針の検討を行う。
	5人	大和市立学校における児童生徒の心臓病対策において専門的な役割を果たすため、医療の総合的な見地から精密検査対象の児童生徒の管理方針の検討を行う。
児童生徒腎臓病・糖尿病判定委員	1人	大和市立学校における児童生徒の腎臓病対策において専門的な役割を果たすため、専門医の見地から精密検査対象の児童生徒の管理方針の検討を行う。
	1人	大和市立学校における児童生徒の糖尿病対策において専門的な役割を果たすため、専門医の見地から精密検査対象の児童生徒の管理方針の検討を行う。
	5人	大和市立学校における児童生徒の腎臓病・糖尿病対策において専門的な役割を果たすため、医療の総合的な見地から精密検査対象の児童生徒の管理方針の検討を行う。
大和市立小中学校結核対策委員	7人	大和市立学校における児童生徒の結核対策において専門的な役割を果たすため、精密検査対象の児童生徒の管理方針及び地域と連携した総合的な対策の検討等を行う。
特別教育相談員	3人以内	児童生徒の教育上の問題について、教育相談の充実を図るため、教育相談及び訪問相談等を行う。
英語指導助手	3人	中学校における英語教育の充実を図るため、学校を訪問して担当教員の英語指導を援助する。
外国人児童生徒教育相談員	20人以内	外国人児童生徒に対する日本語指導及び教科指導等を支援するため、学校訪問及び家庭訪問による教員指導等に協力する。

教科指導員		7人	教科指導の専門事項に対する指導助言の充実を図るため、教員に対して学校訪問による教科指導を行う。
教育研究所職員	指導担当員	1人	本市教育の発展と改善に資するため、大和市教育研究所に対して、教育に関する専門的・技術的指導を行う。
	研究員	40人以内	本市教育の発展と改善に資するため、教育課題に関する調査研究を行う。
	教育史担当員	1人	本市教育の発展と改善に資するため、教育の変遷に関する史料収集、調査研究を行う。
文化財保護指導委員		10人以内	文化財の保存及び活用に資するため、文化財の巡視、文化財保護についての普及活動並びに文化財の所有者等に対する文化財の保護に関する指導及び助言等を行う。
青少年相談室職員	相談員	7人以内	青少年の健全育成に資するため、青少年相談、教育相談、いじめ110番及び継続指導を行う。
	特別相談員	1人以内	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談及び相談員への指導及び助言を行う。
	専門街頭指導員	3人	青少年の健全育成に資するため、街頭補導並びに青少年相談員に対する補導技術の助言及び指導等を行う。
	研究員	1人	青少年の健全育成に資するため、青少年問題に関する調査研究を行う。
	教育支援教室指導員	5人	青少年の健全育成に資するため、教育支援教室に通う児童生徒の学習指導及び集団生活への教育支援を行う。
	心理カウンセラー	2人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。

議案第 1 1 号

大和市就学援助に関する規則について

大和市就学援助に関する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

## 大和市就学援助に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行なう事業(以下「就学援助事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 就学援助事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、大和市立の小学校又は中

学校に就学している児童又は生徒の保護者で、以下の各号の一に該当すると教育委員会が認定した者とする。ただし、大和市特別支援教育就学奨励に関する規則(平成20年大和市教育委員会規則第 号)第2条第1項に定める就学奨励の対象となる者を除く。

- (1) 生活保護法第6条第2項による要保護者である保護者
- (2) 前号に準ずる程度に困窮していると認められる保護者

2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。

3 第1項に定める認定の効果は、当該年度についてのみ及ぶものとする。

### (援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者の児童又は生徒の就学に必要な援助を行なうものとする。

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

### (援助の廃止)

第4条 教育委員会は、対象者が第2条第1項に定める各号の一に該当しなくなったときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

### (周知)

第5条 第1条に定める目的を達するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校

長は保護者に対し、就学援助事業の周知を図るものとする。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則について

大和市特別支援教育就学奨励に関する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

## 大和市特別支援教育就学奨励に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、大和市立の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行なう事業（以下「就学奨励事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第3条 就学奨励事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校又は中

学校に就学し、当該学校の特別支援学級に在籍している児童又は生徒の保護者で、教育委員会が認定した者とする。ただし、大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第 号）第2条第1項に定める就学援助の対象となる者を除く。

2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。

3 第1項に定める認定の効果は、当該年度についてのみ及びものとする。

### (援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、対象者の児童又は生徒の就学に必要な援助を行なうものとする。

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

### (援助の廃止)

第4条 教育委員会は、対象者が第2条第1項に定める各号の一に該当しなくなったときは、前条に定める援助を廃止するものとする。

### (周知)

第5条 第1条に定める目的を達するため、教育委員会並びに大和市立の小学校及び中学校の校

長は保護者に対し、就学奨励事業の周知を図るものとする。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

議案第13号

大和市児童生徒医療費援助規則について

大和市児童生徒医療費援助規則について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

(目的)

第1条 この規則は、学校保健法(昭和33年法律第56号)第17条の規定に基づき、児童及び生徒が、伝染性があり、又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかった場合に、当該疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う事業(以下「医療費援助事業」という。)について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 医療費援助事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、大和市立の小学校又は中学校に就学している児童又は生徒の保護者で、以下の各号の一に該当すると教育委員会が認定した者とする。

- (1) 生活保護法第6条第2項による要保護者である保護者
- (2) 前号に準ずる程度に困窮していると認められる保護者

2 教育委員会は、対象者に対して、前項に定める認定を行なったことを通知するものとする。

(援助)

第3条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、以下の各号に定める疾病にかかる必要な援助を行うものとする。

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び膿痂疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) う歯
- (6) 寄生虫病(虫卵保有を含む)

2 前項に定める援助の方法及び内容は、別に定める。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

議案第14号

大和市治ゆ証明書交付規則について

大和市治ゆ証明書交付規則について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市治ゆ証明書交付規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、治ゆ証明書の学校への提出を徹底し、学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号。以下「省令」という。)第19条に定める学校伝染病(以下「学校伝染病」という。)の蔓延防止を図るため必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 この規則の対象となる者は、大和市立の小学校又は中学校に就学し、学校保健法(昭和33年法律第56号)第12条に基づき出席を停止され、学校伝染病が治ゆした児童及び生徒(以下「対象者」という。)とする。

### (措置)

第3条 教育委員会は、対象者に対して、学校伝染病にかかる医療機関による治ゆ証明書の交付に際し必要な措置を講じるものとする。ただし、省令第19条第1項第1号に定められた伝染病、同項第2号に定められたインフルエンザ及び同項第3号に定められた腸管出血性大腸菌感染症にかかる対象者を除く。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定にかかわらず、流行又は蔓延の状況により必要な場合に限り、必要な措置を講じることができる。

3 前2項に定める必要な措置の方法、内容については、別に定める。

### (委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

議案第15号

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正  
する規則について

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につ  
いて、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育局  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(前略)</p> <p>(付議事項)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならない。</p> <p>(1) <u>教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</u></p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置又は名称の変更の決定に関すること。</p> <p>(3) 教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の分限(休職は除く。)及び懲戒並びに県費負担教職員である校長及び教頭の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 40 年大和市規則第 8 号)別表第 1 に定める 6 級以上の職員の任免に関すること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。</p> <p>(7) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</p>	<p>(前略)</p> <p>(付議事項)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならない。</p> <p>(1) <u>教育行政の運営に関する一般方針を定めること。</u></p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置又は名称の変更の決定に関すること。</p> <p>(3) 教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(4) 県費負担教職員の分限(休職は除く。)及び懲戒並びに県費負担教職員である校長及び教頭の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(5) 教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 40 年大和市規則第 8 号)別表第 1 に定める 6 級以上の職員の任免に関すること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。</p> <p>(7) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</p>

新	旧
<p>(9) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。</p> <p>(10) 奨学生の決定に関すること。</p> <p>(11) 附属機関の委員の任免又は委嘱及び解職に関すること。</p> <p>(12) 附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関すること。</p> <p>(13) 市指定重要文化財及び市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその解除に関すること。</p> <p>(14) 大和市教育委員会表彰規程(昭和55年大和市教育委員会告示第14号)に基づく表彰の被表彰者の決定に関すること。</p> <p>(15) 1件10,000,000円以上の教育財産(土地については、1件1,000平方メートル以上のものに限る。)の取得の申し出及び公用の廃止に関すること。</p> <p>(16) 訴願、訴訟、請願及び陳情に関すること。</p> <p><u>(17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</u></p> <p>2 前項各号に掲げる事項の処理について、急施を要するときは、教育長がその事務を代理することができる。</p> <p>3 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告して承認を求めなければならない。 (以下略)</p>	<p>(9) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。</p> <p>(10) 奨学生の決定に関すること。</p> <p>(11) 附属機関の委員の任免又は委嘱及び解職に関すること。</p> <p>(12) 附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関すること。</p> <p>(13) 市指定重要文化財及び市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその解除に関すること。</p> <p>(14) 大和市教育委員会表彰規程(昭和55年大和市教育委員会告示第14号)に基づく表彰の被表彰者の決定に関すること。</p> <p>(15) 1件10,000,000円以上の教育財産(土地については、1件1,000平方メートル以上のものに限る。)の取得の申し出及び公用の廃止に関すること。</p> <p>(16) 訴願、訴訟、請願及び陳情に関すること。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2 前項各号に掲げる事項の処理について、急施を要するときは、教育長がその事務を代理することができる。</p> <p>3 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告して承認を求めなければならない。 (以下略)</p>

新	旧
<u>附 則</u> この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。	

議案第16号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する

第2条第1項中「所要の」を「指導主事その他の」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則</p> <p>(略)</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 19 条第 2 項に規定する<u>指導主事その他の職員</u>のうち、臨時又は非常勤の職員以外の職員の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導主事</p> <p>(2) 事務職員</p> <p>(3) 技術職員</p> <p>(4) 事務員</p> <p>(5) 技術員</p> <p>(6) 技能職員</p> <p>(7) 技能員</p> <p>(8) 用務員</p> <p>2 法第 31 条第 1 項及び第 2 項に規定するその他の<u>所要の職員</u>のうち、臨時又は非常勤の職員以外の職員の種類は、事務員、技術員、技能職員、技能員、用務員及び調理員とする。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則</p> <p>(略)</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 19 条第 2 項に規定する<u>所要の職員</u>のうち、臨時又は非常勤の職員以外の職員の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導主事</p> <p>(2) 事務職員</p> <p>(3) 技術職員</p> <p>(4) 事務員</p> <p>(5) 技術員</p> <p>(6) 技能職員</p> <p>(7) 技能員</p> <p>(8) 用務員</p> <p>2 法第 31 条第 1 項及び第 2 項に規定するその他の<u>所要の職員</u>のうち、臨時又は非常勤の職員以外の職員の種類は、事務員、技術員、技能職員、技能員、用務員及び調理員とする。</p> <p>(以下略)</p>

議案第17号

大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則の一部を  
改正する規則について

大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則の一部を改正する規則  
について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則の一部を改正する規則

大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則（平成 16 年大和市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条第 3 項（法第 40 条）」を「第 35 条第 3 項（法第 49 条）」に改める。

第 2 条中「第 26 条第 1 項（法第 40 条）」を「第 35 条第 1 項（法第 49 条）」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 26 条第 2 項（法第 40 条）」を「第 35 条第 2 項（法第 49 条）」に改める。

第 6 条中「第 26 条第 2 項（法第 40 条）」を「第 35 条第 2 項（法第 49 条）」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第35条第3項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(意見具申)</p> <p>第2条 校長は、法第35条第1項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づく出席停止(以下「出席停止」という。)を命ずることが適切であると認める児童又は生徒(以下「当該児童生徒」という。)があるときは、大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に文書で意見を具申しなければならない。</p> <p>(当該児童生徒の保護者等からの意見聴取)</p> <p>第3条 教育委員会は、出席停止を命ずる場合には、法第35条第2項(法第49条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、あらかじめ当該児童生徒の保護者から意見を聴取する機会を設けなければならない。ただし、正当な理由なく当該保護者が意見聴取に応じない場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p>	<p>大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第26条第3項(法第40条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(意見具申)</p> <p>第2条 校長は、法第26条第1項(法第40条において準用する場合を含む。)の規定に基づく出席停止(以下「出席停止」という。)を命ずることが適切であると認める児童又は生徒(以下「当該児童生徒」という。)があるときは、大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に文書で意見を具申しなければならない。</p> <p>(当該児童生徒の保護者等からの意見聴取)</p> <p>第3条 教育委員会は、出席停止を命ずる場合には、法第26条第2項(法第40条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、あらかじめ当該児童生徒の保護者から意見を聴取する機会を設けなければならない。ただし、正当な理由なく当該保護者が意見聴取に応じない場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p>

新	旧
<p>(出席停止を命ずる方法)</p> <p>第6条 教育委員会は、出席停止を命ずる場合には、<u>法第35条第2項</u>の規定に基づき、当該児童生徒の保護者に対して、理由、期間等を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(出席停止を命ずる方法)</p> <p>第6条 教育委員会は、出席停止を命ずる場合には、<u>法第26条第2項</u>の規定に基づき、当該児童生徒の保護者に対して、理由、期間等を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>

議案第18号

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育局委員会規則第 号

### 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育局委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

(学校評価)

第20条の2 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

5 前4項に規定する学校評価について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>(学校評議員の設置)</p> <p>第 20 条 学校に、施行規則第 23 条の 3 に規定する学校評議員を置く。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員（校長を含む。以下同じ）以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、学校評議員について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(学校評価)</p> <p>第 20 条の 2 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>3 学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>4 校長は、第 1 項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>5 前 4 項に規定する学校評価について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(勤務時間等の割振り)</p> <p>第 21 条 職員の週休日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じ</p>	<p>(略)</p> <p>(学校評議員の設置)</p> <p>第 20 条 学校に、施行規則第 23 条の 3 に規定する学校評議員を置く。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員（校長を含む。以下同じ）以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、学校評議員について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(勤務時間等の割振り)</p> <p>第 21 条 職員の週休日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて、</p>

て、校長が定める。

2 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 32 年神奈川県条例第 57 号)

第 15 条に基づく週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更は、  
校長が行う。

(以下略)

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

校長が定める。

2 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 32 年神奈川県条例第 57 号)

第 15 条に基づく週休日等の振替及び半日勤務時間の割振り変更は、校長  
が行う。

(以下略)

議案第19号

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成20年3月25日提出

大和市教育局  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

#### 「教育総務部

第3条中 総務課 庶務調整担当 施設担当 を  
学校教育課 学務担当 保健給食担当」

#### 「教育総務部

総務課 庶務調整担当 施設担当  
学校教育課 学務担当 に改める。  
保健給食課 保健給食担当 」

第4条中教育総務部、学校教育課を次のように改める。

#### 学校教育課

- (1) 教職員の任免、服務その他人事に関する事。
- (2) 教職員の勤務評定に関する事。
- (3) 教職員の福利厚生に関する事。
- (4) 学校の組織及び学級編成に関する事。
- (5) 学齢簿の編制、整備並びに保管に関する事。
- (6) 児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。
- (7) 就学の猶予及び免除に関する事。
- (8) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (9) 就学援助に関する事。
- (10) 奨学金に関する事。
- (11) 生徒運賃割引証に関する事。
- (12) 私立幼稚園に関する事。
- (13) 学校基本調査及び進路状況調査に関する事。

#### 保健給食課

- (1) 学校保健に係る調査及び企画に関する事。
- (2) 児童生徒及び教職員等の保健衛生に関する事。
- (3) 就学時健康診断に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (5) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事。
- (6) 学校給食施設の整備計画に関する事。
- (7) 学校給食の管理指導に関する事。
- (8) 給食用物資の購入計画に関する事。
- (9) 学校給食共同調理場の運営管理に関する事。
- (10) 栄養指導センターに関する事。
- (11) 学校給食共同調理場運営協議会に関する事。

第8条第1項第1号中「青少年の」を「青少年」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 教育支援教室に関する事。

第8条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6)相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。  
第 11 条第 2 項中「学校教育課」を「保健給食課」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則</p> <p>(略)</p> <p>(部等の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の部、課、室及び担当を置く。</p> <p>教育総務部</p> <p>総務課 庶務調整担当 施設担当</p> <p>学校教育課 学務担当</p> <p>保健給食課 保健給食担当</p> <p>指導室 指導担当</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課 庶務社会教育担当 文化財保護担当</p> <p>スポーツ課 体育企画担当</p> <p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p>(中略)</p> <p>学校教育課</p>	<p>大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則</p> <p>(略)</p> <p>(部等の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の部、課、室及び担当を置く。</p> <p>教育総務部</p> <p>総務課 庶務調整担当 施設担当</p> <p>学校教育課 学務担当 <u>保健給食担当</u></p> <p>指導室 指導担当</p> <p>生涯学習部</p> <p>社会教育課 庶務社会教育担当 文化財保護担当</p> <p>スポーツ課 体育企画担当</p> <p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p>(中略)</p> <p>学校教育課</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の任免、服務その他人事に関する事。</li> <li>(2) 教職員の勤務評定に関する事。</li> <li>(3) 教職員の福利厚生に関する事。</li> <li>(4) 学校の組織及び学級編成に関する事。</li> <li>(5) 学齢簿の編制、整備並びに保管に関する事。</li> <li>(6) 児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。</li> <li>(7) 就学の猶予及び免除に関する事。</li> <li>(8) 通学区域の設定及び変更に関する事。</li> <li>(9) 就学援助に関する事。</li> <li>(10) 奨学金に関する事。</li> <li>(11) 生徒運賃割引証に関する事。</li> <li>(12) 私立幼稚園に関する事。</li> <li>(13) 学校基本調査及び進路状況調査に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の任免、服務その他人事に関する事。</li> <li>(2) 教職員の勤務評定に関する事。</li> <li>(3) 教職員の福利厚生に関する事。</li> <li>(4) 学校の組織及び学級編成に関する事。</li> <li>(5) 学齢簿の編制、整備並びに保管に関する事。</li> <li>(6) 児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。</li> <li>(7) 就学の猶予及び免除に関する事。</li> <li>(8) 通学区域の設定及び変更に関する事。</li> <li>(9) 就学援助に関する事。</li> <li>(10) 奨学金に関する事。</li> <li>(11) 生徒運賃割引証に関する事。</li> <li>(12) 私立幼稚園に関する事。</li> <li>(13) 学校基本調査及び進路状況調査に関する事。</li> </ul>
<p><u>保健給食課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 学校保健に係る調査及び企画に関する事。</u></li> <li><u>(2) 児童生徒及び教職員等の保健衛生に関する事。</u></li> <li><u>(3) 就学時健康診断に関する事。</u></li> <li><u>(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</u></li> <li><u>(5) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事。</u></li> <li><u>(6) 学校給食施設の整備計画に関する事。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>(14) 学校保健に係る調査及び企画に関する事。</u></li> <li><u>(15) 児童生徒及び教職員等の保健衛生に関する事。</u></li> <li><u>(16) 就学時健康診断に関する事。</u></li> <li><u>(17) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</u></li> <li><u>(18) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事。</u></li> <li><u>(19) 学校給食施設の整備計画に関する事。</u></li> </ul>

新	旧
<p>(7) <u>学校給食の管理指導に関すること。</u></p> <p>(8) <u>給食用物資の購入計画に関すること。</u></p> <p>(9) <u>学校給食共同調理場の運営管理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>栄養指導センターに関すること。</u></p> <p>(11) <u>学校給食共同調理場運営協議会に関すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 8 条 青少年相談室条例第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>青少年相談に関すること。</u></p> <p>(2) 教育相談に関すること。</p> <p>(3) <u>教育支援教室に関すること。</u></p> <p>(4) 街頭補導及び継続補導に関すること。</p> <p>(5) 社会環境浄化活動に関すること。</p> <p>(6) <u>相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。</u></p> <p>(7) 相談室の管理運営に関すること。</p> <p>(8) その他相談室内の庶務に関すること。</p> <p>2 青少年相談室は、生涯学習部青少年センターに属する。</p> <p>(中略)</p> <p>(学校給食共同調理場)</p> <p>第 11 条 共同調理場条例第 2 条の規定に基づき設置された学校給食共</p>	<p>(20) <u>学校給食の管理指導に関すること。</u></p> <p>(21) <u>給食用物資の購入計画に関すること。</u></p> <p>(22) <u>学校給食共同調理場の運営管理に関すること。</u></p> <p>(23) <u>栄養指導センターに関すること。</u></p> <p>(24) <u>学校給食共同調理場運営協議会に関すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 8 条 青少年相談室条例第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>青少年の相談に関すること。</u></p> <p>(2) 教育相談に関すること。</p> <p>(3) <u>長期欠席児童及び生徒に関すること。</u></p> <p>(4) 街頭補導及び継続補導に関すること。</p> <p>(5) 社会環境浄化活動に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 相談室の管理運営に関すること。</p> <p>(7) その他相談室内の庶務に関すること。</p> <p>2 青少年相談室は、生涯学習部青少年センターに属する。</p> <p>(中略)</p> <p>(学校給食共同調理場)</p> <p>第 11 条 共同調理場条例第 2 条の規定に基づき設置された学校給食共</p>

新	旧
<p>同調理場の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2 学校給食共同調理場は、教育総務部<u>保健給食課</u>に属する。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>同調理場の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2 学校給食共同調理場は、教育総務部<u>学校教育課</u>に属する。</p> <p>(以下略)</p>

議案第 20 号

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 20 年 3 月 25 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市青少年相談室設置条例施行規則(昭和44年大和市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する

第2条第3号を次のように改める。

(3)教育支援教室に関する事。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第5条第1項中「第2条の業務を推進するため」を「青少年の健全育成に資するため」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

大和市青少年相談室設置条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大和市青少年相談室設置条例施行規則</p> <p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第 2 条 青少年相談室(以下「相談室」という。)は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年相談に関すること。</li> <li>(2) 教育相談に関すること。</li> <li>(3) <u>教育支援教室に関すること。</u></li> <li>(4) 街頭補導に関すること。</li> <li>(5) 継続補導に関すること。</li> <li>(6) 社会環境浄化活動に関すること。</li> </ol> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) 相談、補導に関する統計、諸報告に関すること。</li> <li>(8) 相談室の管理運営に関すること。</li> <li>(9) その他相談室の目的達成に必要なこと。</li> </ol> <p>(中略)</p> <p>(青少年相談員)</p> <p>第 5 条 <u>青少年の健全育成に資するため、青少年相談員(以下「相談員」という。)を置く。</u></p> <p>2 相談員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、相談員が欠</p>	<p style="text-align: center;">大和市青少年相談室設置条例施行規則</p> <p>(略)</p> <p>(業務)</p> <p>第 2 条 青少年相談室(以下「相談室」という。)は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年相談に関すること。</li> <li>(2) 教育相談に関すること。</li> <li>(3) <u>長期欠席児童及び生徒に関すること。</u></li> <li>(4) 街頭補導に関すること。</li> <li>(5) 継続補導に関すること。</li> <li>(6) 社会環境浄化活動に関すること。</li> <li>(7) <u>青少年相談員に関すること。</u></li> <li>(8) 相談、補導に関する統計、諸報告に関すること。</li> <li>(9) 相談室の管理運営に関すること。</li> <li>(10) その他相談室の目的達成に必要なこと。</li> </ol> <p>(中略)</p> <p>(青少年相談員)</p> <p>第 5 条 <u>第 2 条の業務を推進するため、青少年相談員(以下「相談員」という。)を置く。</u></p> <p>2 相談員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、相談員が欠</p>

新	旧
<p>けた場合における補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 相談員は40人以内とし、青少年の補導や指導に理解と熱意を持ち、経験豊富な者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>けた場合における補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 相談員は40人以内とし、青少年の補導や指導に理解と熱意を持ち、経験豊富な者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(以下略)</p>

議案第 2 1 号

平成 2 0 年度県費負担教職員の研修の一般方針について

平成 2 0 年度県費負担教職員の研修の一般方針について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第 22 号

35 人以下学級の早期実現を求める請願書

35 人以下学級の早期実現を求める請願書について、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 16 号の規定により、審議願いたく提案する。

平成 20 年 3 月 25 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第 23 号

県や国にたいして、30 人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う  
請願書

県や国にたいして、30 人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願書について、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 16 号の規定により、審議願いたく提案する。

平成 20 年 3 月 25 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

議案第 2 4 号

大和市教育委員会職員の人事異動について

大和市教育委員会職員の人事異動について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

議案第 2 5 号

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭